毎二秒に白色光一閃	入航船は、入航することができること。 長さ五十メートル以上の出航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、運航を停止して待たなければならないこと。 ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航することができること。 長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の出航船は、出航することができること。
毎二秒に赤色光一閃	出航船は、出航することができること。 長さ五十メートル以上の入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができること。 長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。
毎三秒に順次に赤色光一閃及び白色光一閃	長さ百二十五メートル（油送船にあっては、総トン数千トン）以上の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 長さ百二十五メートル（油送船にあっては、総トン数千トン）以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。

	して待たなければならないこと。 ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航することができること。 長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の出航船は、出航することができること。
毎二秒に赤色光一閃	出航船は、出航することができること。 長さ五十メートル以上の入航船（総トン数五百トン未満の船舶を除く。）は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 ただし、港長の指示を受けた船舶は、入航することができること。 長さ五十メートル未満又は総トン数五百トン未満の入航船は、入航することができること。
毎三秒に順次に赤色光一閃及び白色光一閃	長さ百二十五メートル（油送船にあっては、総トン数千トン）以上の入航船は、航路外において、出航船の進路を避けて待たなければならないこと。 長さ百二十五メートル（油送船にあっては、総トン数千トン）以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。